

世田谷区ひきこもり支援に係る基本方針

令和 3 年 3 月

世田谷区

目次

1	主旨	3 ページ
2	地域包括ケアシステムの取組み、 国及び都の動向	4 ページ
3	これまでの区の取組み	6 ページ
4	区の支援機関におけるひきこもり状態に ある方の把握状況	11 ページ
5	現状から見えた課題	11 ページ
6	支援に対する基本的な考え方	13 ページ
7	具体的な取組み	15 ページ
8	推進体制	21 ページ
9	基本方針策定に向けた検討経過	21 ページ

1 主旨

世田谷区は、世田谷区基本構想において、「個人を尊重し、人ととのつながりを大切にする」として、「年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会」を築くことを公共的指針としており、「人ととのつながりを大切にして、一人ひとりが地域の中で自分のライフステージに沿って居場所や役割を見いだし、活躍できる」まちづくりを目指している。

ひきこもりや8050問題が社会問題となっている中、区はこれまで、ひきこもり状態にある方の支援に関して、生活困窮、若者、障害等の各分野における支援を通じて、庁内関係所管及び各支援機関が協力しながら取り組んでいる。

ひきこもり当事者や家族は、悩みながら日々を過ごしているが、事柄の性質上、なかなか社会的に可視化される機会に乏しく、それ故に理解も広がらないという状態が続いていた。不幸にも、ひきこもり経験のある加害者が、社会的注目を集めような「事件」によってクローズアップされ、ひきこもりへの誤った偏見や差別が助長されるという構図があることに留意して、ひきこもり支援にあたらなければならない。

世田谷区では平成25年度より準備を始め、「ものづくり学校（旧池尻中学校）」に専門の相談機関「メルクマールせたがや」を設置した。

「メルクマールせたがや」では、ひきこもりなどの生きづらさや困難を抱えた子ども・若者（15歳から39歳）やその家族等から、心理等の有資格者が相談を受け付け、関係機関と連携しながら継続的に伴走型の支援をしている。

しかしながら、40歳以上のひきこもり支援に関する相談窓口が必ずしも明確になっていないことや、各支援機関も含めた支援に関する連携が不十分な状況も散見されること等の課題も残されている。

以上のこと踏まえ、ひきこもり当事者やその家族をはじめ、生きづらさを抱え、社会的に孤立する傾向にある方が、個人の尊厳を尊重され、自分らしく安心して暮らし続けられる環境を整えることを目的に、今後、区が支援のあり方や事業等に取り組む際の指針として「世田谷区ひきこもり支援に係る基本方針」を策定する。

○ひきこもりの定義について

ひきこもりとは、「病気」ではなく、「状態」を表すものである。ひとりひとりの経緯は異なり、ひとくくりにするべきではないが、一定の期間、社会的関係から離れて孤立して生活している「状態」である。

厚生労働省では、ひきこもりの定義を次のように規定している。

「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職

を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）】

※「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より

なお、内閣府は、これまで、ひきこもりの実態を把握するために、若年層（15～39歳）及び中高年層（40～64歳）を対象とする調査を行っており、対象年齢としては概ね15～64歳としている。

また、東京都では厚生労働省の定義に加えて「状態を指す概念であり、それ自体は必ずしも問題行動や疾患を意味するわけではないが、当事者は自尊感情を失っていたり、生きがいをもって自分らしく、よりよく生きる意欲や勇気を失っている場合が少なくない。また、長期間に渡るひきこもりの状態により心身に悪影響を及ぼす恐れや社会的孤立、経済的な困窮につながる可能性があることに留意が必要」としている。

2 地域包括ケアシステムの取組み、国及び都の動向

1 地域包括ケアシステムの取組み

（1）地域包括ケアシステムの地区展開

平成26年3月に策定した世田谷区地域保健医療福祉総合計画では、国において高齢者対象に展開されている地域包括ケアシステムの対象を、高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など対象を広くとらえて推進することとした。

その中で、区独自の取り組みである、地域包括ケアの地区展開では、区内28地区のまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、地区社会福祉協議会の三者を一体整備し、「福祉の相談窓口」として、高齢者の相談に限らず、身近な相談窓口として区民からの多様な福祉の相談に対応してきた。

現在、区ではひきこもりの支援として、世田谷若者総合支援センターのメルクマールせたがやや、ぷらっとホーム世田谷が専門性を生かした取り組みを行っているが、立地が池尻・三軒茶屋と区東部に偏っている。各28地区の福祉の相談窓口においても、ひきこもりの相談について、区保健福祉センターやメルクマールせたがや、ぷらっとホーム世田谷、地域障害者相談支援センター（ぽーと）、発達障害就労支援センター（UNI）など、多機関と協働して対応にあたっている。

このような中、地域包括ケアシステムの実現に向けて、全区的な課題を検討し、解決に向けた新たな施策につなげる全区版地域ケア会議では、地域版地域ケア会議での議論を踏まえ、令和2年度に「8050問題（ひきこもり）」を取り上げ、実態が多様化するなか、事例の集積と課題や支援策などが話し合われた。

(2) 厚生労働省への働きかけ

区の取り組みは、国においても注目され、世田谷区の取り組みは「地域包括ケアシステムの構築へ向けた取り組み事例」として、全国10か所の自治体の取り組みとともにモデル例とされている。

令和元年度には、厚生労働省の政策統括官や総括審議官などがメルクマールせたがやを視察し、区と意見交換を行った。その際、国に対しては、①相談支援や居場所支援には多くの時間や専門家が必要となること、②相談支援の場の拡充やアウトリーチ支援が必要となること、③一旦就労につながったとしても、引き続き伴走型の支援が必要となることなど、現場の実態とともに安定的・継続的に取組むための財政支援を要請した。令和2年度には、地域共生社会実現の方策について、意見交換を行い、国からは世田谷区が引き続き先駆的な取り組みを進めることへの期待が寄せられ、区からは引き続き財政支援等を要請した。

世田谷区は、厚生労働省に対して、これまでのひきこもり支援・相談を踏まえて、縦割りに分割されている支援策を統合することや地域の中に相談窓口を配置して、地区の「福祉の相談窓口」とつないでいく制度等を提言している。

2 国の動向

区ではこのように、「地域包括ケアの地区展開」やひきこもり支援等の取組みを踏まえ、包括的な支援体制の必要性について国に働きかけを行ってきた。国は地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和2年6月に社会福祉法等を改正し、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」を創設することとなった（資料1参照）。

重層的支援体制整備事業は、区市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談事業（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業として位置づけている。

事業の中では、「既存の取組みでは対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援」として、ひきこもりへの支援も含めている。

区は、この重層的支援体制整備事業を活用し、令和3年度より、多機関協働事業として、ぷらっとホーム世田谷のひきこもり関連事業、アウトリーチを通じた継続的支援事業としてメルクマールせたがやの出張相談会の拡充等事業、参加支援事業としてみつけばルームの機能拡充事業をあて、年齢を問わずひきこもりを重層的に支援する体制の整備・強化に取組む。

3 都の動向

都は、東京都ひきこもりに係る支援協議会を令和元年9月に立ち上げ、年齢に寄らず、切れ目がないきめ細かな支援に向け、当事者・家族の状況に応じた支援の在り方について検討しており、令和2年10月にひきこもり支援対策の中間とりまとめを公表した。今後、ひきこもりに関する支援状況等調査を行い、議論をさらに深め、最終的な提言をまとめるとしている。

なお、中間とりまとめでは、ひきこもりに係る支援の今後の方向性として、「都民及び関係者への意識啓発」、「一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援」、「切れ目がない支援体制の整備」が示されている。

3 これまでの区の取組み

1 これまでのひきこもり支援に対する区の考え方

世田谷区は、平成26年9月に「メルクマールせたがや（公益社団法人青少年健康センター：運営）」と平成21年6月から厚生労働省からの委託事業として開設していた「せたがや若者サポートステーション（NPO法人ワーカーズコープ：運営）」が一体となり「世田谷若者総合支援センター（※）」を、ものづくり学校（旧池尻中学校）3階の一部に開設し、不登校やひきこもりなど生きづらさを抱え、希望をもって過ごすことが難しい子ども・若者たちに対する支援を全国に先駆けて取組んでいる。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、平成26年4月に世田谷区生活困窮者自立相談支援センターとして、「ふらっとホーム世田谷（社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会：運営）」を開設した。年齢に限らず、生活に困窮している、またはそのおそれのある方への支援を行っており、その支援の過程の中で、ひきこもりの傾向にある方に対する支援も行っている。

さらに、地域包括ケアシステムの地区展開の取組みにおいて、「福祉の相談窓口」を平成28年7月から全区で展開しており、あんしんすこやかセンター等においてもひきこもり支援に関する相談や支援に取組んでおり、8050問題も含めた事例や課題が顕在化してきた。

（※）世田谷若者総合支援センター：

メルクマールせたがや（ひきこもり等生きづらさを抱えた若者の社会的自立準備等支援）とせたがや若者サポートステーション（厚生労働省委託事業、若者の就労支援）が同じ建物内で運営し、居場所づくりやセミナー、ワークショップなど、合同事業で一体となり、一人ひとりの若者の困りごとについて支援している。

2 各支援機関における主な取組み

(1) メルクマールせたがや

「メルクマールせたがや」では、ひきこもりなどの生きづらさや困難を抱えた子ども・若者（15歳～39歳）やその家族等から、心理等の有資格者が相談を受け付け、居場所支援、家族会支援、訪問、多機関連携などを行っている。特にせたがや若者サポートステーションとは、世田谷若者総合支援センターを担う機関同士、密に連携して若者支援に取り組んでいる。同じ建物内にあるという立地条件を活かし、文字通り担当者同士の顔の見える連携ができることで迅速な対応につながっている。また、メルクマールせたがやとせたがや若者サポートステーションの合同事業として、出張セミナー（年4回程度）や、登録なしで気軽に立ち寄れて交流できる居場所「メルサポ」（月2回程度）や、心理教育的なワークショップを中心とした「メルク・サポステ合同プログラム」（月1回程度）などの居場所プログラムを開催している。

その他の関係機関（保健福祉センター4課、教育機関、ぷらっとホーム世田谷、障害者就労支援センター、医療機関など）についても、連携しながら継続的に伴走型の支援をしている。

主な実績については、下記の「○ メルクマールせたがや利用実績」のとおりである。開設から昨年度末までの登録ケース総数は563件となった。令和元年度について、延べ相談件数は3,102件（月平均250～260件）で前年度に比べ63件減少、また、年度別新規登録件数は96件で前年度と比べると12件減少、うち10代の新規は24件と20件減少した。家族会参加人数も157件と、前年比35件減少した。これは元年度の後半に新型コロナウイルスの感染が拡大したことによるものと考えられる。一方で、居場所延べ利用は2,389件で前年度に比べ634件増となった。その背景として、生活リズムや体力が整ってきている利用者が増えていることが考えられる。

○ メルクマールせたがや利用実績

	H. 26 (※)	H. 27	H. 28	H. 29	H. 30	R. 元	H26～ R1 計	R1-H30 比較
1. 延べ相談対応件数	625	2,329	2,476	3,037	3,165	3,102	14,734	-63
2. 登録ケース数増減								
(1) 新規登録件数	79	107	94	79	108	96	563	-12
(2) (1)のうち10代の新規登録数(H. 28～)			34	26	44	24	128	-20
3. 居場所								
(1) 延べ利用数	355	1,384	1,043	1,412	1,755	2,389	8,338	634
(2) (1)のうちメルサポ利用数(H. 30～)					196	159	355	-37

4. アウトリーチ関連								
(1) ケース検討会議	11	17	32	24	20	12	116	-8
(2) 訪問相談件数	10	14	24	130	136	140	454	4
(3) 出張相談								
①出張相談回数	21	12	17	14	8	18	90	10
②出張相談件数	40	17	23	22	12	22	136	10
5. 家族会延べ参加者 数	76	143	88	166	192	157	822	-35

※平成26年9月開設

ひきこもり支援は段階を追って順番に上っていくのではなく、行きつ戻りつを繰り返しながら一歩ずつ前に進んでいくものであり、メルクマールせたがやの利用者においては、ひきこもり期間が短い人ほど「支援機関の利用」「就労・就学の準備」「就労・就学」につながるケースが多い。そのため、区立中学校全校を訪問したり、区内都立高校の学校保健連絡会、各地区児童・民生委員協議会、青少年地区委員会等に出向き、事業紹介を行うなど、メルクマールせたがやを知っていただき、地域の潜在的ニーズの掘り起こしに結び付くよう取り組んだ。このように、ひきこもり期間が短い時点で支援へとつなげるための早期発見・早期支援の取組みと、息の長い伴走型支援を継続している。

また、支援を必要とする若者やそのご家族が、より身近なところで相談できる体制をつくるため、平成31年2月より希望丘青少年交流センターにおいて月1回ずつ、また、令和2年6月より、5ヶ所の総合支所において、2か月に1回ずつ「出張相談会」を実施している。ここでは、支所内での相談活動であることから、新規相談だけでなく、総合支所保健福祉センター4課との連携強化もおこなっている。特に鳥山については、毎回予約枠が埋まる状況が続いているため、令和3年度以降、鳥山については、毎月開催に拡充を予定している。

さらに、メルクマールせたがや利用者は、他機関との並行利用が約6割が多いが、これは、利用者が抱えている問題の多様さ、複雑さが関連していると考えられる。個別の課題により1機関だけで利用者を支援するのではなく、各支援機関と共同で支えていくことが必要である。そのため、それぞれの機関が強みを生かし、有機的につながって、それぞれの形でリスタートできる仕組みづくりを進めている。

(2) ぷらっとホーム世田谷

ぷらっとホーム世田谷では、年齢に限らず、生活に困窮している、またはそのおそれのある方への支援を行っており、その支援の過程の中で、ひきこもりの傾向にある方に対する支援も行っている。

まず①自立相談支援として、支援プランを策定し支援対象者及びその関

係者から、支援対象者の置かれている状況や生活課題を聞き取り、メルクマールせたがや、三茶おしごとカフェ、障害者就労支援機関等の関連機関が行う支援事業を組み合わせた支援プランを作成し、定期的なモニタリングを行なながら伴走型の支援を行っている。

また、②家計相談支援として、家計に関して課題を抱える方に対し、必要な情報の提供、家計の可視化、ライフプランを通じた長期的な家計計画の作成等について専門的な助言を行っている。必要に応じて滞納の解消に向けた各種窓口への同行支援、法テラス等と連携した債務整理に向けた支援、継続的な家計簿作成支援を通じた日常生活支援などを行っている。

③就労支援として、支援対象者の特性や希望、世帯状況に合わせた雇用先の開拓及び求人情報の提供を行うとともに、支援対象者と雇用先との間で労働条件の緩和の調整や勤務条件の確認等を行う。必要に応じて就労決定後の支援対象者と雇用先の調整、雇用先でのジョブコーチを行い、職場定着をサポートする。

④就労準備支援として、就労に向けた準備が整っていない方に対し、準備支援を計画的に行い、日常生活、社会生活、就労における自立を促進する。支援メニューとしては、外出の促進や昼夜逆転の解消、同じ悩みを抱えた者同士の交流等を目的とした居場所支援から、実践的な就労体験支援等がある。

○ぷらっとホーム世田谷利用実績

①自立相談支援として、支援プラン策定

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
315	351	437	456	518

②家計相談支援件数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
99	148	203	224	254

③就労支援

・就労支援件数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
286	336	334	421	430

・就労決定件数／就職決定率

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
161／56%	184／54%	207／62%	221／52%	252／59%

④就労準備支援件数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
未実施	44	176	160	177

(3) 障害者支援その他

発達障害者就労支援センターゆに（ＵＮＩ）

- ・就労・自立を目指す発達障害のある方を対象として、平成27年3月に開設された就労支援施設。メンタル面の不調から離職し、長期間社会生活から離れる状態になった方の相談等にも応じている。

地域障害者相談支援センター“ぽーと”

- ・5地域にひとつずつある障害者の困りごとの相談窓口であり、相談内容に応じた情報提供や助言、行政・福祉サービスの利用案内、サービス利用の支援をしている。
- ・地域包括ケアの地区展開に伴い、あんしんすこやかセンターの相談対象が高齢者だけでなく障害者や子育て世帯等に拡大した。例えば、高齢者と障害者とが暮らす8050世帯の場合、障害者の支援については連携を図りながら“ぽーと”が中心となって対応している。
- ・5か所の“ぽーと”相談利用者約1,000人のうち広義のひきこもり状態の方はや定期的な活動のない方は約26%

ピアサポート事業「みつけばルーム」

- ・区内在住の概ね15～25歳の発達障害もしくはその傾向のある方に、成人当事者によるピアサポートを通じ、生きづらさを抱えた若者の居場所となっており、社会参加へのモチベーションを高める取り組みを行っている。
- ・体験型プログラム等の参加者は年間延べ約1,000人（令和元年度実績）
- ・現在は大蔵二丁目福祉施設内で事業を実施しているが、令和3年4月に松原六丁目福祉施設に移転予定。
- ・また、令和3年度中に、概ね25歳までとしている年齢制限を撤廃するとともに、主に30～50代の年齢層に向けたピアサポートによるプログラムを実施していく。

発達支援コーディネーター

- ・発達障害の特性のある本人や保護者が抱えている課題を整理したうえ、関係機関とのネットワークを本人や保護者と一緒に構築するなど、必要なサポートを行う。5地域の総合支所保健福祉センター保健福祉課に配置。
- ・成人の相談者のうち約半数は、定期的な日中活動に参加していない。

総合支所保健福祉センター健康づくり課

- ・精神保健福祉の相談として、保健師などがひきこもりの当事者や家族から相談を受け、支援に繋がっているケースがある。

3 「ひきこもり支援に係る府内調整会議」の設置

令和元年10月に「ひきこもり支援に係る府内調整会議」（以下、「府内調整会議」という）を設置し、府内横断的にひきこもり支援への検討を行

っている。

4 区の支援機関におけるひきこもり状態にある方の把握状況

1 ひきこもり実態把握調査の実施

区内の支援機関につながっている、ひきこもり状態にある方の状況を把握し、その傾向や特徴をとらえ、具体的で実効性のある支援のあり方について検討していくため、ひきこもり実態把握調査を以下の支援機関に対して、令和2年6月から7月の期間にかけて実施した。

○調査対象支援機関

- ・ふらっとホーム世田谷
- ・メルクマールせたがや
- ・あんしんすこやかセンター
- ・各総合支所保健福祉センター

2 ひきこもり実態把握調査の集計結果

資料2参照（令和2年9月2日福祉保健常任委員会報告資料）

5 現状からみえた課題

現在の各支援機関の状況やひきこもり実態把握調査の結果等も踏まえて、以下のとおり、ひきこもり状態にある方に支援を行う場合の課題を整理した。

従来のひきこもり支援施策にみられる課題として、当事者及び家族にとって違いが分かりにくい支援サービスが、複数の窓口により提供されていることがある。また、ひきこもり支援は、複数の要因が複雑に絡まりあうケースが多く、必然的に支援の多職種・多機関化が進んでいる。より効果的な多職種・多機関連携を進めていくための仕組みの充実は必要不可欠である。

なお、この調査は支援機関に対する調査であり、当事者の声を直接把握しているものではないことなどから、ひきこもり状態を含む社会との接点が希薄な方たちの全体像については、見えていない部分が多くあることに留意する必要がある。

1 相談窓口・支援機関について

(1) 相談体制の明確化

ひきこもりの課題を抱える方やその家族にとって、特に40歳以上のひきこもりの相談窓口が必ずしも明確になっておらず、また、福祉に関する相談窓口が属性や課題ごとに分かれ複数あることが、わかりにくさや不安感につながっていることが考えられる。ひきこもり支援に関する

相談窓口を明確化して、当事者や家族がアプローチしやすい、わかりやすい相談体制を整備することが必要である。

(2) 各支援機関相互の連携強化、支援につながる仕組みづくり

- ・相談体制の明確化に併せ、各支援機関の役割をあらためて確認するとともに、各支援機関相互の連携をさらに強化していく必要がある。
- ・現在、就労、不登校、生活困窮、精神保健などの支援機関からなる協議会や、課題に即した関係機関調整会議、実務者会議を開催し、支援機関同士の連携を図っているため、今後の相談体制の整備に対応した、会議の位置づけをあらためて検討する必要がある。
- ・各支援機関の連携を整理したうえで、国の「重層的支援体制整備事業」に基づき、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の各事業との整合性を図る必要がある。

2 支援機関が把握している当事者の状況について

(1) 年齢・地域について

年齢は10代から60代まで幅広い年齢層にわたっており、地域的にも偏在がないことから、性別、年齢、地域を限定しない幅広い支援が必要である。

(2) 当事者の状況について

ひきこもりは、「病気」ではなく、「状態」を表すものであるが、支援機関が把握している範囲では、精神障害等が相当以上の割合を占めている等、複数の要因が複雑に絡まりあうケースが多く見られることから、支援する立場として、専門的なアプローチが必要である。

(3) ひきこもり期間について

ひきこもり期間について、10年以上の合計が37.6%となっており、ひきこもりが長期化していることや、支援機関につながるまでに一定程度の期間がかかっていることが窺えることから、長期化している方への対応のほか、ひきこもりが長期化しないように早めに支援に結び付けられるような積極的な支援が必要である。

(4) ひきこもりに至った経緯について

経緯としては、「不登校から」と「就職したが、失業をしたため」がそれぞれ約3割と大きな要因となっている。また、「病気を発症したため」という要因も多くあり、ひきこもりに至った経緯には、複合的な要因が絡んでいることが考えられるとともに、生活困窮等の二次的要因も影響していると考えられることから、的確なアセスメントを踏まえ、個別の状況に応じた対応をしっかりと実施していくことが必要で

ある。

(5) 同居家族について

支援機関の意見のうち「本人と家族の関係、家族の状況」の内容からは、同居家族との関係、また、同居家族にも問題を抱えているケースが散見された。ひきこもり支援は、状況により、当事者だけではなく、同居家族も含めた、世帯全体をフォローしていく必要がある。

その際、各支援機関は、当事者が安心して支援を受けられるように、当事者から承諾を得ずに聴取した情報について、同居家族等に知らせることのないよう、十分な配慮を行う必要がある。

3 ひきこもりへの社会的理解について

ひきこもり状態にある方に対しては、依然としてネガティブなイメージを持っている方も多いいると考えられる。このため、同居家族にとっては周囲に知られたくないという思いから、だれにも言えずに家庭で抱え込み、問題を打ち明けられず、社会から孤立することが懸念される。

ひきこもり支援を進めていくにあたっては、支援機関等の取組みだけではなく、地域での理解や見守りも重要となってくるため、区民に対して、ひきこもりへの正しい理解を促進していく必要がある。

6 支援に対する基本的な考え方

1 基本目標

ひきこもり支援に対する基本目標として、以下のとおりとする。

ひきこもりの状態を含む、社会との接点が希薄な方や社会との接点がもちづらい状況にある方とその家族が、気軽に相談・支援につながることができ、当事者が自分らしく暮らすことができる地域づくりをめざす

2 支援に対する考え方

(1) 支援の対象者の考え方

- ・ひきこもりの定義（定義については3ページの「1主旨」を参照）にあてはまる状態の方が、全て支援の対象になるとは限らない。

特に、近年の情報化社会の進展や新型コロナウイルスの影響を受けて、SNS等の活用が一般化されている現状を踏まえると、オンラインによるつながりで精神的な充足を得て、かつ、経済的にも自立している方等の場合は支援の対象とはならないと考える。

- ・一方で、ひきこもり支援に関しては、状況により、当事者だけではなく

くその家族も含めた支援が必要であることから、本基本方針では、支援の対象者を「ひきこもりの状態を含む、社会との接点が希薄な方や社会との接点がもちづらい状況にある方とその家族」とする。

(2) 支援する際の考え方

- ・ひきこもり状態が長期化することで、様々な課題を抱えることが予想されるため、当事者の自己決定の自由を尊重しながら、ライフステージに応じた適切な支援を行っていく。喫緊の生活課題がなく、ひきこもることを選択している場合であっても、支援が必要にもかかわらず、気づいていない場合等は、支援が必要だと気づき、居場所や社会参加などにつながるような支援を行い、当事者や家族の孤立を防ぐ必要がある。
- ・ひきこもり支援にあたっては、当事者及び家族が深刻な生活課題を抱えている状態を長期化させないように、早めの発見や早めの介入、アウトリーチや出張相談など、相談者のところへ出向いていく積極的な支援が求められる。

また、当事者の個人の尊厳と将来の生活に対する希望を尊重し、自己決定や自己選択の自由を尊重しながら、必要なときに適切な支援につなげていくという考え方に基づいて、支援を行わなければならない。

- ・ひきこもりは当事者のみが問題を抱えているだけではなく、同居家族との関係、また、同居家族にも問題を抱えているケースがあるため、同居家族も含めた、世帯全体をフォローしていく必要があり、複数の支援機関で支援をしていくケースも想定していく必要がある。

ただし、世帯全体の支援及び複数の支援機関での支援連携に当たっては、個人情報の取扱いに十分注意し、特に当事者が自己の情報の開示の範囲をどのように希望しているかについて、十分に聴取し、当事者との信頼関係に基づいた対応を行わなければならない。

- ・ひきこもり状態にある方の中には、精神障害や発達障害（いずれも疑いを含む）がある方も含まれることから、支援の必要性についてのアセスメントを行う専門職を支援機関等に配置したうえで、支援機関における居場所事業や訓練事業との密接な連携体制が必要である。また、当事者本人の了解に基づく医療機関との連携の視点も重要である。

3 施策目標

基本目標の実現に向けて、以下の施策の目標を定め、取り組んでいく。

【目標1】相談窓口の明確化、支援機関相互の連携強化

【目標2】当事者・家族それぞれの課題やニーズに寄り添った、きめ細やかな支援の充実

【目標3】ひきこもりへの社会的理解及び支援者育成の促進

7 具体的な取組み

【目標1】相談窓口の明確化、支援機関相互の連携強化

(1) 取組みの方向性

ひきこもり状態にある方及びその家族からの相談については、これまで、主に生活困窮などの課題がある場合に関してはぷらっとホーム世田谷、当事者が39歳以下の若者である場合についてはメルクマールせたがや、高齢者世帯で、生活課題にひきこもり状態にある家族の問題が含まれる場合にはあんしんすこやかセンター、ひきこもり当事者が精神障害や発達障害またはその疑いがある場合などは保健福祉センター健康づくり課や「ぼーと」というように、ひきこもり当事者の状況や状態により、関係のある支援機関で対応をしてきた。

今後、区として、ひきこもりに関する相談窓口を明確にしていくことと、各支援機関の持つノウハウを活かしながら、支援機関相互の連携強化、また、相談先により支援の差が生じないような支援の充実と的確化への取組みを行っていく。

(2) 主な取組み内容

①(仮称)ひきこもり相談窓口の開設

ぷらっとホーム世田谷とメルクマールせたがやの両支援機関を、三軒茶屋駅近くの建物(太子堂4-3-1)に令和4年4月を目途に移転し、「(仮称)ひきこもり相談窓口」を開設し、40歳以上のひきこもりも含めた相談窓口に位置づける。(世田谷若者総合支援センターに「メルクマールせたがや」と併設されている「せたがや若者サポートステーション」の移転については、同時に移転する方向で現在調整中である。)

ひきこもり状態にある当事者及び家族等からの相談は、この窓口でぷらっとホーム世田谷がまず受付をして、相談者の希望内容や年齢、課題等に応じて、当事者を若者支援や就労支援、障害者支援(みつけば等)など、適切な支援機関に確実に繋ぐ役割を基本とし、必要な対象者には、各機関が協力して、アセスメントを実施する。

開設までの期間は、「メルクマールせたがや」と「ぷらっとホーム世田谷」の双方の強みを活かしながら相互補完的に連携強化を図るために、それぞれの専門性を活かしたコンサルテーションの方策をモデル的に実施しながら検討する等、開設に向けた準備期間としての取組みを進める。

なお、「ひきこもり相談」という名称は、当事者の心理的な障壁となり得ることから、開設までに当事者や関係者からの意見を踏まえて慎重に検討する。

②（仮称）ひきこもり支援機関連絡協議会の設置

ひきこもり支援を行う支援機関の連携を強化、支援していくために、様々な取組みについての情報やノウハウの共有化、支援内容についての事例検討と課題の抽出や共通課題への今後の方向の検討等を行う会議体として、支援機関及び関係所管等を構成員とする「（仮称）ひきこもり支援機関連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）を設置し、定例的な意見交換等を行う。

15歳から39歳までの子ども・若者については、平成27年2月に子ども・若者育成支援推進法に基づき、主に区内の子ども・若者支援に関する機関の連携を円滑に進めることを目的とした「世田谷区子ども・若者支援協議会」を設置しており、区関連所管のほか、医療機関、若者支援施設、就労関連機関、小・中・高校、大学などの教育機関、障害関連機関等が、機関同士の情報共有・支援内容の協議など関係機関の連携を強化することにより、ひとつの機関で区内の若者を支援するのではなく、区全体で総合的かつ継続的な支援を実施するためのネットワークが構築されている。

なお、メルクマールせたがやは、子ども・若者育成支援推進法による子ども・若者指定支援機関として、子ども・若者支援協議会の実務者会議となる「不登校・ひきこもり支援部会」と「ひきこもり・就労支援部会」の事務局を務めている。

連絡協議会は、子ども・若者支援協議会との役割分担や情報共有のあり方等について整理したうえ、庁内調整会議との連携のもと、支援プログラムの隙間や、対象者の発見、相談の入口となる支援機関に事例が滞留していないかについて検証し、今後の課題抽出も行う。

連絡協議会の構成は、支援機関だけではなく、有識者等のアドバイザー、教育委員会や医療機関等も構成員として位置付ける。

③支援機関相互の連携強化の仕組みづくり

ひきこもりは、当事者の状況により様々なケースがあり、解決策が確立されているわけではない。一方、各支援機関は高齢者、若者、発達障害など、それぞれ専門分野を持っている。

（仮称）ひきこもり相談窓口で相談を受け止めた後、当事者個々人の状況に応じて、「メルクマールせたがやは」と「ふらっとホーム世田谷」が役割を分担し、当事者の了解のもとに、専門分野を持つ支援機関との連携や最適な支援機関につなげるルートづくりを行い、支援体制を構築する。

例えば、8050問題のようなケースでは、高齢者の親をあんしんすこやかセンターで支援し、ひきこもり当事者の子をぷらっとホーム世田谷で支援するということも考えられる。

個別ケースごとに、主たる支援にあたる機関を定め、当該機関が支援機関同士の適切な役割分担と支援の隙間が生じていないかを確認・調整するとともに、医療機関など民間の支援機関も含め、専門職の守秘義務を踏まえた情報共有や連携を進める仕組みづくりに取組む。

各支援機関が共通の認識を持って個々の支援の組み立てができるよう、基本的なアセスメント手法の標準化の取組みを行うとともに、支援機関の役割分担やサービスの在り方等の検証を行う。

また、ひきこもり支援について、地域行政制度のもと総合支所との共同体制やまちづくりセンター、あんしんすこやかセンターも含めた支援機関とのつながりについて、必要な体制整備を進めていく。

④教育委員会や医療機関との連携

ひきこもりに至った経緯として「不登校から」を要因とする事例が多くなったことから、学校の果たす役割も大きいと考える。ひきこもりは内閣府の定義上、高校生以上となっており、小中学生の段階の不登校の場合は、ひきこもりに該当しないものの、その予備軍とみなすことができるため、ひきこもり支援にあたっては、支援機関や教育委員会との連携も密にしていく必要がある。現在、メルクマールせたがやで行っているため、連携を継続していくとともに、適宜強化していく。

また、当事者の状況について、精神障害や発達障害等の精神的な障害を持っている事例が多いことから、医療機関との連携にも取組んでいく必要がある。

教育委員会と医療機関は、前述の「(仮称)ひきこもり支援機関連絡協議会」の構成員として位置付ける。

【目標2】当事者・家族それぞれの課題やニーズに寄り添った、きめ細やかな支援の充実

(1) 取組みの方向性

ひきこもりの状況は、年齢、お住いの地域、世帯構成、期間、その至った経緯、障害の有無、家族構成等、個別の状況により様々である。

一方でひきこもり当事者の意識や考え方とその家族の意識や考えに違いがあるケースが多い。ひきこもりは、その世帯全体の課題であるが、当事者と家族では問題のとらえ方が異なるため、支援にあたっては、当事者支援と家族支援を明確に分け、誰に対してどのような支援を行うのかを、常に意識する必要があり、当事者と家族それぞれの課題やニーズに寄り添った、丁寧できめ細やかな支援が重要となってくる。

また、支援の過程においては、主たる支援にあたる機関を定め、当該機関を中心として、多職種、多機関が連携し、以下の課題把握のためのアセスメントや居場所の確保、社会との関係づくりや必要に応じた就労支援等、その状況に応じた適切な支援の取組みを行っていく。

(2) 主な取組み内容

①状況に応じた専門的支援と課題解決のための仕組みの構築

当事者の個別の状況に応じて、その特性を把握し、専門的知見による支援を行う。各支援機関は、相談事業や居場所事業やさまざまな体験・訓練事業等を組み合わせて、適切な支援を行う。

特に困難ケース等の場合には、課題解決のため支援機関の役割分担や支援方法を関係者で決めるケア会議を招集する等の課題解決のための仕組みづくりを行う。

②課題把握のためのアセスメントに基づく支援

ひきこもり支援にあたっては、当事者等の課題把握のためのアセスメントを行うことが重要である。各支援機関は、アセスメントに基づいた支援を行う。

また、何らかの課題を抱えた、ひきこもり当事者や家族が、支援につながらないまま、深刻な生活課題をかかえた状態が長期化するケースが見られることから、深刻化する前の段階で相談窓口を周知し、心配になった時に気軽に支援につながることのできる環境づくりが重要である。そのためにアウトリーチや出張相談等、当事者のところへ出向いていく積極的な支援に取組む。

一方で、当事者に寄り添い、本人の尊厳と自己決定を尊重しながら、必要な時に当事者が必要とするメニューを提示できるよう、支援体制を整備する。

③居場所の確保（参加支援）

社会との関係づくりを支援する前段階として、発達障害や精神障害などの特性のある当事者同士や、同じような生きづらさを抱えたさまざまな区民等が交流できる居場所を提供することも重要となってくる。恒常的な居場所の確保のほか、イベント的に集まってもらう機会を設定することにも取組んでいく。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、例えばオンライン会議等が一般化されている現状も踏まえて、オンライン居場所のようなＩＣＴを活用した居場所の整備にも取組んでいく。

④社会との関係づくりの支援と必要に応じた就労支援

ひきこもりの課題解決のあるべき姿としては、様々な方法が考えら

れるが、当事者が実現性のあるさまざまな選択肢を知ることが出来て、必要に応じて、必要な時に社会との関係づくりをし、当事者本人が希望する場合には、就労等による収入を得ることで、自分らしい生活が持続可能な状態となるよう支援をする。

社会との関係づくりの場としては、イベント参加やボランティア活動への参加にも取組んでいく。

⑤当事者・家族会からのニーズ把握に基づく支援

支援のあり方について、当事者の求めるものになっているかを確認するため、定期的に当事者へのヒアリングを行い、意見を伺う機会を設定するとともに、ひきこもりの実態把握調査で把握しきれなかった事例の掘り起こしに適切に取組んでいく。

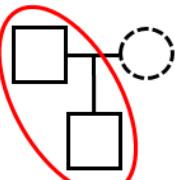
また、ひきこもりは家族にとって経済的・精神的に負担が大きいことから、同じ悩みを抱える家族同士が交流する家族会の役割は重要である。家族会等のピアサポートの場は、経験者と悩みや体験を語り合うことによる不安感の軽減やエンパワーメントの効果とともに、活動への参加による孤立化防止等の効果も見込めるところから、令和2年度に創設した「世田谷区ひきこもり等当事者及び家族による交流支援事業運営補助」制度も活用し、家族会等の活動支援とともに、ピアサポートの場と支援機関の連携に取組む。

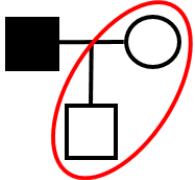
また、支援のあり方について、当事者・経験者の声、家族の声を聞いて、それを支援の取組みに反映させていく。

【ひきこもり（8050問題）対応の参考事例】

○支援につながった事例 ※個人が特定されないよう、内容を一部変更している。

丸 …女性 四角 …男性 破線 …離別 黒塗 …死別 ○ …同居

事例 1	概 要
相 関 図  親：70代 子：40代	<p>総合支所保健福祉センター関係課が連携。ひきこもり状態にある息子の自立を支援</p> <p>父への支援のために保健福祉課が訪問した際、ひきこもり状態にある息子の存在を確認。収入は父の収入のみで経済的困窮状態にあった。対人関係の苦手さを持つ息子へは、丁寧な声掛けを行ったことにより信頼関係を構築。その後、父の状態が悪化し、在宅生活が困難になったことを機会に息子へ生活保護の申請を提案。父は成年後見制度を利用して施設入所。息子は現在、作業所に通所し、ひとり暮らしをしている。本事例は複合的な課題を抱えていたが、保健福祉センター関係課が連携し事例検討会を重ねたことで、支援者同士が相談でき、円滑な支援につながった。</p>

事例 2	概 要
相 関 図  親：80代 子：50代	子への支援を通じて親の在宅生活を継続できた事例 あんしんすこやかセンターによる見守り訪問の際に息子の存在が判明。息子は大学卒業後、就職先でのいじめが原因で退職し、自宅にひきこもっている状態であった。母が要介護状態となつた際も、引き続き親子ともに在宅での生活を希望。生活能力が欠けている息子に対し、介護事業者等が親への介護の仕方を、地域障害者相談支援センター（ぽーと）が家事の仕方を教え、息子への支援も行った。その結果、母が亡くなるまで親子とも希望していた在宅生活を送ることができ、母の死後も息子と継続的な関係が築けている。本事例は「ぽーと会議」により親と子の支援者が連携し、必要なサービスの提案・導入ができた。

【目標 3】ひきこもりへの社会的理解及び支援者育成の促進

（1）取組みの方向性

ひきこもり支援を進めていくにあたっては、支援機関等の取組みだけではなく、ひきこもりの社会的理解を促進していかなくてはならない。

誰もが起こりうるひきこもりという状態を、多くの人に理解していただくため、また、当事者や家族が気軽に相談・支援につながることができるようにするため、区民等に対する、ひきこもりへの正しい理解と区の支援体制の周知を促進していく。

また、支援者の育成にも取り組んでいく。

（2）主な取組み内容

①当事者・家族への働きかけ及び地域での理解促進

ひきこもり支援については、家族依存のように当事者や家族が自分達だけで解決しようとするのではなく、気軽に相談や支援につながることができるような働きかけを行っていく。

また、ひきこもり当事者や家族が地域で孤立状態にあるケースが多いことから、区民をはじめとした地域に対して、当事者の気持ちや課題を共有し、ひきこもりの社会的理解を促進するため、さまざまな取組みを行う。

②支援者の育成とスーパーバイズ機能の整備

支援する立場の区職員・支援機関の職員のスキルアップを図るため、ひきこもりの現状や課題、区における支援体制や支援事例などについて、研修等を行う。また、民生委員・児童委員やケアマネジャー等の実

際に現場で活動している関係者向けに対しても、ひきこもりの現状や課題等の理解の促進の取組みを行う。また、当事者や経験者とその家族が支え手となるピアサポートや、ピアサポートの場と支援機関との連携の充実にも努める。

さらに、困難ケース等に対応できるように、支援機関が専門家等に支援のあり方について、相談できるスーパーバイズ機能の整備にも取組む。

8 推進体制

引き続き、庁内調整会議において、ひきこもり支援に関する取組みの進行管理を行うとともに、(仮称)ひきこもり支援機関連絡協議会においても、情報の共有化とともに取組みの進行管理を行う。

また、既存の会議体である、子ども・若者支援協議会等とも、適宜進捗状況を相互に報告する等進め方を検討していく。

なお、本基本方針の内容については、令和4年4月に「(仮称)ひきこもり相談窓口」を開設後、その取組み状況や課題等をあらためて整理をした上で見直しを行うこととする。また、見直しにあたっては、当事者やその家族を対象とした、ひきこもり支援に関する調査を実施して、より詳細に区内のひきこもりの実態を把握して反映することを検討する。

9 基本方針策定に向けた検討経過

基本方針の策定にあたっては、庁内調整会議、ひきこもり当事者及び家族へのヒアリング、アドバイザーミーティングで有識者等から意見聴取を行う等の検討をしてきたので、その経過についてまとめた。

1 検討経過

開催日	内容
令和2年 8月26日	第1回ひきこもり支援に係る庁内調整会議 ①ひきこもり実態把握調査の集計結果について ②国・都の最新情報について ③「(仮称)ひきこもり支援に係る基本方針」について
9月2日	福祉保健常任委員会 報告 ○ひきこもり実態把握調査の集計結果について
10月16日	ひきこもり当事者及び家族へのヒアリング（参加者4名） ○区のひきこもり支援における課題、今後の支援のあり方等の聞き取り

10月23日	ひきこもり支援に係るアドバイザーミーティング ①ひきこもり実態把握調査の集計結果と分析 ②世田谷区の支援機関が行っているひきこもり支援事業の紹介 ③当事者及び家族へのヒアリング結果 ④「(仮称) ひきこもり支援に係る基本方針」について
11月6日	第2回ひきこもり支援に係る府内調整会議 ①国・都の最新情報について ②アドバイザーミーティングでの有識者等からの意見について ③「(仮称) ひきこもり支援に係る基本方針」について ④ひきこもり支援に関する重複事業の整理について
11月11日	福祉保健常任委員会 報告 ○「(仮称) ひきこもり支援に係る基本方針」策定に向けた検討状況について
11月13日	第77回世田谷区地域保健福祉審議会 ○全区版地域ケア会議において、8050問題（ひきこもり）を検討テーマ
令和3年 1月20日	第3回ひきこもり支援に係る府内調整会議 ①国・都の最新情報について ②ひきこもり支援に係る基本方針（案）について ③令和3年度に向けての各課の取組みについて

2 令和2年度 ひきこもり支援に関わる府内調整会議 構成員一覧

総合支所	北沢 保健福祉センター所長	木本 義彦
	鳥山 保健福祉センター保健福祉課長	和田 康子
	世田谷 保健福祉センター健康づくり課長	松田 一清
	砧 保健福祉センター子ども家庭支援課長	加藤 康広
保健福祉政策部	保健福祉政策部長	瀧田 景子
	保健福祉政策課長	羽川 隆太
	生活福祉課長	杉中 寛之
障害福祉部	障害施策推進課長	太田 一郎
	障害者地域生活課長	相蘇 康隆
	障害保健福祉課長	宮川 善章
高齢福祉部	高齢福祉課長	三羽 忠嗣
	介護予防・地域支援課長	佐久間 聰
子ども・若者部	子ども育成推進課長	山本 久美子
	若者支援担当課長	望月 美貴

世田谷保健所	健康企画課長	大谷 周平
	健康推進課長	相馬 正信
教育委員会事務局 教育政策部	教育相談・特別支援教育課長	工藤 木綿子
	副参事（学校経営推進担当）	塚本 桂子

3 ひきこもり支援に係るアドバイザーミーティング アドバイザー一覧

氏名（敬称略）	職（所属等）
尾崎 ミオ	みつけばルーム 代表代行
関水 徹平	立正大学社会福祉学部准教授
田邊 仁重	ぶらっとホーム世田谷 センター長
中森 順子	一般社団法人行動アシストラボ 代表理事
廣岡 武明	メルクマールせたがや 施設長